

奥州市上下水道事業告示第17号

奥州市排水設備工事指定店規程（令和2年4月1日上下水道事業管理規程第31号）第7条の規定により、次の排水設備工事指定店を取り消した。

令和6年5月1日

奥州市長 倉 成 淳

1 取り消した排水設備工事指定店

指定番号	名称	代表者	所在地
297	株式会社アベ設備工業 岩手支店	沖田 司	滝沢市巣子 169 番地 18

2 取り消しの理由

事業廃止による